

(中小企業信用保険法第2条第5項)
セーフティネット保証に関する認定 1号

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

◆認定の対象となる方 ※詳細はHPをご確認下さい。

- 1 杉並区内の中小企業者であること
 - ・ 法人の場合：杉並区内に本店登記があること（原則として区内に事業所があること）
 - ・ 個人の場合：杉並区内に事業所があること
- 2 次のいずれかの事由に該当すること
 - ・ 当該事業者に対して50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者
 - ・ 当該事業者に対し50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者

◆認定申請に必要な書類

☐	1 認定申請書	提出
☐	2 上記「1」で記載した売上高等が確認できる資料 月別試算表／月別合計残高試算表／月別損益計算書等 ※名称は問いませんが、客観的に乏しい資料（月別売上高のみを記載したものや社名がないなど、申請者の管理資料であることが確認できないものなど）では認定できませんのでご注意ください。	提出
☐	3 最新の確定申告書（控）と決算書のコピー ＜法人＞ア 確定申告書（1）別表一（確定申告書の1ページ目） ※税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書 （1）貸借対照表（2）損益計算書（3）株主資本等変動計算書 （4）製造原価明細表（5）販売費一般管理費明細表 ＜個人＞ア 確定申告書（1）第一表（確定申告書の1ページ目） ※税務署受付印のあるもの。電子申告の場合は「メール詳細」を添付 イ 決算書 青色申告の方→ 青色申告決算書の損益計算書（1ページ目）と 貸借対照表（4ページ目） 白色申告の方→ 収支内訳書（1，2ページ目）	提出
☐	4 履歴事項全部証明書のコピー（3ヶ月以内に発行されたもの） ※個人事業者は事業所の所在地が確認できる書類（確定申告書の写しで事業所の所在地が確認できれば不要）	提出
☐	5 許認可・登録・届出の必要な業種にあつては、そのコピー・受理証明書など	提出
☐	6 法人実印（個人事業者は事業主実印）と印鑑証明書（3ヶ月以内に発行されたもの） ※申請書の押印を省略することもできます。その場合は実印と印鑑証明書は不要です。	提示

●申請書類は産業振興センター就労・経営支援係の窓口にあります。杉並区のホームページからもダウンロードできます。